

令和 6 年度 新潟市監査実施方針・年間監査計画

令和 6 年 1 月 31 日

1 監査実施方針

本市の令和 4 年度決算は、前年度より景気の回復が見られたことなどにより、市税や地方消費税交付金などが増加したものの、令和 3 年度決算が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金など、非常に規模の大きい特殊な決算であったことにより、全体的に収支は前年度に比べ大きく減少した。

令和 5 年度においては、新型コロナウイルス感染症こそ 5 類感染症に移行したものの、依然として続く物価の上昇は市民生活や企業活動に大きな影響を与えており、加えて、令和 6 年の元日に発生した能登半島地震により、本市においても西区をはじめ家屋等に大きな被害が出るなど、今後も予断を許さない状況が続いている。このような先行きの見通せない社会情勢のもと、本市には喫緊の課題に対する迅速な対応が求められるだけでなく、少子高齢化や人口減少を見据えた中長期的な課題への対応も求められており、行政への期待とその役割は今後もより一層大きくなるものと考えられる。

その一方で、令和 5 年度に実施した定期監査において、多額の支払遅延やDV等に関する住民基本台帳事務における職務懈怠が検出されるなど、市民の信頼を損ないかねない多くの事務処理誤りが後を絶たない。内部統制の導入から既に 3 年が経過したが、未だ組織としてのリスク評価やリスク対応といった運用面において十分に機能していない状況が続いており、不祥事や不適切な事務処理を未然に防止するためにも、より効果的かつ実効性のある監査を実施し、市民の期待に応える必要がある。

以上のことを踏まえ、令和 6 年度においても引き続き市民から信頼される監査を実現するため、リスクに応じた効率的かつ効果的な監査の実施や品質の向上、また制度所管部署とも連携した内部統制体制の確立に向け、以下の取組を着実に進めることとする。

(1) 信頼される監査の実施

① リスクを考慮した監査

より効果的で効率的な監査等を実施するため、対象の業務特性、リスク発生時の影響度、過去の監査結果、内部統制の有効性の評価等に基づき、リスクの内容及び程度を総合的に判断し、より高リスクと判断した業務に対して重点的に監査資源を配分するなど、リスクを考慮して監査等の手続を決定する。

② 3E の視点を踏まえた監査

合規性のほか、市民の視点に立ちながら「最少の経費で最大の効果を上げているか」「組織及び運営の合理化に努めているか」といった経済性、効率性、有効性の観点も踏まえて監査を行う。

③ 合理的な基礎の形成

監査等で不正の兆候や新たな事実等を発見した場合は必要に応じて監査等の手続を追加

するなど、監査等の手続並びに結果等が対象部署や市民にとってわかりやすく十分な説得力を持つものとなるよう、十分かつ適切な根拠等に基づいた合理的な基礎の形成に努める。

④ 各種監査等の有機的な連携

定期監査等の機会を通じて各部署における内部統制の整備・運用状況を確認し、不備がみられた場合は早急に是正を求めるとともに、その情報を内部統制評価報告書の審査に活かすなど、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整して監査等を行う。

(2) 監査結果の活用

① 監査結果のフォローアップ

監査結果が事務の改善と適正化に資するよう、指摘事項等に対する措置が監査対象部署や制度所管部署において適切に講じられ、改善や修正が有効に進められているか適宜確認等を行い、監査の実効性を確保する。

② 制度所管部署との連携

内部統制の実効性を高めるために、各監査終了後に監査結果を内部統制の整備・評価担当部署や各種制度の所管部署へ情報提供するとともに、内部統制制度や事務の改善に向けた意見交換を行う。

③ 監査結果の職員への発信

監査の指摘事項や検出した不適切な事務処理等について、組織及び所属のマネジメントに活かしてもらうため会議や研修等の場を通じて管理職員への指導や伝達を行うほか、実務担当職員向けの監査事務研修の開催や事例をわかりやすく紹介した機関紙を発行することで、監査結果が監査対象部署だけでなく組織全体に浸透するよう取り組む。

④ 監査結果の市民への発信

監査結果報告書や決算審査意見書等について、できる限り市民にわかりやすい表現で作成するとともに、各年度の監査計画、監査の概要、監査委員会議の概要など、監査に関する情報を適宜ホームページに掲載する。

(3) 監査等の品質向上

① 監査担当職員の育成

時代や環境が目まぐるしく変化し行財政運営の多様化・複雑化が進むなか、監査担当職員の財務や監査に関する知識と状況変化への対応力をより高めるため、人材育成方針を策定し、オンラインを含む外部の研修や勉強会への参加、自主学習の推進、実査の場を活用した OJT (On the Job Training) の推進等による担当職員の育成に取り組む。

② 監査事務マニュアル等の整備

職員の異動等により損なわれる業務上の知見を最小限にとどめ、円滑な引継ぎを行える環境を整備するため、監査等の業務の手順及びその根拠を明記した監査事務マニュアル等の整備を推進する。

③ 監査体制の最適化

高リスクの業務に重点的に監査資源を充てることで効率的・効果的に監査を行う「リスクアプローチ」の強化、住民監査請求など突発的な業務等への組織的かつ柔軟な対応、監

査担当職員の相互連携・補完に留意して、監査実施体制の最適化に取り組む。

2 年間監査計画

実施方針に基づき、令和 6 年度に実施する監査の種類及び対象等は、次のとおりとし、監査対象部局・団体、及び実施予定時期等は、別紙「年間監査計画表」のとおりとする。また、それぞれの具体的な内容は、別途、実施計画において定める。

(1) 定期監査等（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）

① 財務監査・行政監査

- ・財務に関する事務の執行及び公営企業等の経営に係る事業の管理及び行政事務全般を対象に、予算等の執行が法令等に則って適正に行われているか監査するとともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を行う。
- ・監査は、第 1 期から第 3 期の 3 回に分けて実施し、令和 5 年度及び令和 6 年度の対象期間における事務の執行を対象とする。なお、当該監査において必要がある場合は、対象期間を監査実施年度まで延長又は過年度に遡及できるものとする。
- ・対象部署については、原則として、部及び区を単位とするほか、各業務に係る部署を対象として、概ね 3 年で一巡するものとする。

② 工事監査

- ・建設工事（建築関係工事及び土木関係工事）の請負契約について、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査する。
- ・監査は、第 1 期、第 2 期の 2 回に分けて実施し、令和 5 年度の対象期間に契約した工事を対象とする。なお、当該監査において必要がある場合は、対象期間を監査実施年度まで延長又は過年度に遡及できるものとする。
- ・対象部署については、工事を所管する部署のほか、適宜、工事に係る部署を選定して、概ね 2 年で一巡するものとする。

(2) 財政援助団体等監査・行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項及び第 7 項）

- ・令和 6 年度は、出資団体監査を実施するものとし、出資団体の出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されているか、所管する市の部署の指導が適切に行われているかについて監査を行う。
- ・監査は、令和 5 年度執行分を監査対象として、2 団体を対象に行うものとし、第 1 期、第 2 期の 2 回に分けて実施する。

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

- ・各会計の毎月の現金出納を対象として、各月の計数が正確なものとなっているかを確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として検査を行う。
- ・企業会計においては、年度比較など複数年にわたる数値の比較や推移に留意して経営状況を把握する。

(4) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

- ・令和 5 年度の内部統制評価報告書について、監査等で得られた知見に基づき、評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているか等の観点から、評価結果が相当かどうかを審査する。
- ・令和 5 年度及び令和 6 年度の内部統制評価報告書審査に資するため、定期監査等を通じて、重点リスクが適切に選択されているか、リスクへの対策が有効に整備・運用されているか等、全庁及び業務レベルの内部統制の運用状況について確認を行う。

(5) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

① 一般会計等

- ・令和 5 年度決算の計数の正確性を検証するとともに、財務分析などにより、厳しい財政状況における持続可能な財政運営という視点も取り入れながら、予算執行及び資金運用、財産管理が適切かつ効果的、効率的に行われているか審査する。

② 公営企業会計

- ・令和 5 年度決算の決算数値が適正なものとなっているかを確認するとともに、自立した公営企業経営という視点を意識しながら、経営成績、財政状態及び建設改良事業について、年度比較などによって事業推移を把握し、経済性、効率性等の観点にも留意して審査する。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

- ・令和 5 年度の各基金の運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認をするとともに、基金の運用が適正に行われているかを審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

- ・審査に付された令和 5 年度の健全化判断比率等が法令等に基づき、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査する。

(8) その他の監査

- ・地方自治法の規定により監査委員が行う監査で、市長の要求に基づく監査や住民監査請求に基づく監査等、この計画に定めのないものの実施方法等については、その実施時に定める。

令和6年度 年間監査計画表

監査等の種類	期	監査実施期間	対象部署・団体等	実施体制 (グループ)
		監査対象期間		
定期監査 (財務・行政監査) ※	1	令和6年3月～6月 ----- 令和5年4月～令和6年1月	市民生活部、都市政策部、秋葉区役所	一般会計 公営企業 工 事
	2	令和6年8月～12月 ----- 令和5年度	経済部、土木部、東区役所、消防局	
	3	令和6年11月～令和7年3月 ----- 令和6年4月～10月	建築部、総務部、西区役所、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局	
定期監査 (工事監査)	1	令和6年3月～10月 ----- 令和5年4月～令和6年2月	【土木】農林水産部（農村整備・水産振興課）、北区役所（産業振興課、建設課）、南区役所（産業振興課、建設課）、西蒲区役所（建設課）、各工事関係部署	工 事
	2	令和6年8月～令和7年3月 ----- 令和5年度	【建築】教育委員会（施設課） 【土木】中央区役所（建設課）、江南区役所（産業振興課、建設課）、水道局（総務部、技術部）、各工事関係部署	
財政援助団体等監査	1	令和6年8月～12月 ----- 令和5年度	(公財)新潟市産業振興財団	公営企業
	2	令和6年11月～令和7年3月 ----- 令和5年度	(社福)おひさま福祉会	
例月現金出納検査 (一般会計等)	毎月		一般会計及び特別会計	一般会計
例月現金出納検査 (公営企業会計)	毎月		公営企業会計（下水道、水道、病院）	公営企業
内部統制評価報告書審査	令和6年5月～8月 ----- 令和5年度		内部統制評価報告書	一般会計
決算審査（一般会計等）	令和6年7月～8月 ----- 令和5年度		一般会計及び特別会計	一般会計
決算審査（公営企業会計）	令和6年6月～7月 ----- 令和5年度		公営企業会計（下水道、水道、病院）	公営企業
健全化判断比率等審査	令和6年7月～8月 ----- 令和5年度		健全化判断比率、資金不足比率	一般会計

※令和6年度の内部統制運用状況の確認も合わせて実施